

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

邑楽町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

邑楽町長

公表日

平成31年6月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 資格記録管理業務 ・第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 ・第1号、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付等の申請</p> <p>(2) 保険料納付記録管理業務 ・保険料の賦課、徴収 ・保険料の減免、徴収猶予等 ・保険料滞納者に係る支払い方法の変更</p> <p>(3) 受給者管理業務 ・負担割合証の交付、再交付等の申請 ・要支援認定、要支援更新認定等の申請 ・要介護認定、要介護更新認定等の申請</p> <p>(4) 給付実績管理業務 ・居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給 ・居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼 ・負担限度額認定や各種減免認定の申請 ・高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護(予防)サービス費等の支給申請</p> <p>(5) 保険者事務共同処理業務 高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に個人番号を利用する、当町の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せ。また、高額障害福祉サービス等給付費支給の事務に個人番号を利用する、当町の介護保険と障害者総合支援の給付情報に関する名寄せ</p> <p>(6) 地域支援事業の実施に係る業務</p> <p>※当町は、「(5) 保険者事務共同処理業務」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を暗号化し提供する。</p>
③システムの名称	介護保険システム 団体内宛名統合システム 中間サーバー 伝送通信ソフト
2. 特定個人情報ファイル名	
宛名ファイル 宛名履歴ファイル 受給者異動連絡票(訂正連絡票)ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の第68項 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【番号法第19条第7号及び別表第二】</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができるとされている項</p> <p>93の項 ・別表第二の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができるとされている項</p> <p>94の項 (別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報」が含まれる項</p> <p>1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、108の項 ・別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項</p> <p>95の項</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課 介護保険係 / 税務課 諸税係
②所属長の役職名	健康福祉課長 / 税務課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	住民課 窓口係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1 0276-47-5015
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉課 介護保険係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1 0276-47-5021 税務課 諸税係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1 0276-47-5013

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	介護保険関係事務	介護保険に関する事務	事後	
平成29年1月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	介護保険法等の規定に則り、介護保険の被保険者資格、保険料賦課、支給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③保険料賦課における特別徴収対象者の確認	介護保険法、その他の地方介護保険に関する法律等に基づき、介護保険の被保険者資格、保険料賦課、支給者台帳、給付実績の管理等の事務を実施する。 介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 (1) 資格記録管理業務 第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 第1号、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付等の申請 (2) 保険料納付記録管理業務 ・保険料賦課、特別徴収額の通知 ・保険料の減免、徴収猶予等の申請 ・保険料滞納者に係る支払い方法の変更 (3) 支給者管理業務 ・負担割合の交付、再交付等の申請 ・委託認定、委託変更認定等の申請 (4) 給付実績管理業務 ・居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給 ・居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼 ・負担限度額認定や各種減免認定の申請 ・高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護（予防）サービス費等の支給申請 (5) 保険者事務共同処理業務 給付記録管理業務 ・番号法第9条第1項 別表第一の第68項	事後	
平成29年1月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	介護保険システム、団体内宛名統合システム	介護保険システム	事後	
平成29年1月1日	2. 特定個人情報ファイル名	宛名ファイル、宛名履歴ファイル	宛名ファイル 宛名履歴ファイル	事後	
平成29年1月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の88項	番号法第9条第1項 別表第一の第68項 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
平成29年1月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二の93項、94項、95項並びに介護保険法施行令等	【番号法第19条第7号及び別表第二】 (別表第二における情報照会の根拠) 別表第二の第1項(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2項(事務)「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3項(情報提供者)に対し、第4項(特定個人情報)の提供を求めることができることとされている項 93の項 別表第二の第1項(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2項(事務)「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3項(情報提供者)に対し、第4項(特定個人情報)の提供を求めることができることとされている項 94の項 (別表第二における情報提供の根拠) 別表第二の第3項(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4項(特定個人情報)「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務」が含まれる項 1. 2. 3. 4. 6. 8. 11. 26. 30. 33. 39. 42. 56の2. 58. 61. 62. 80. 87. 90. 94. 108. 117の項 別表第二の第3項(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4項(特定個人情報)「介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項 95の項	事後	
平成29年1月1日	5. 評定実施期間における担当部署 ①部署	健康福祉課 介護保険係	健康福祉課 / 税務課 課税係	事後	
平成29年1月1日	5. 評定実施期間における担当部署 ②所属長	健康福祉課長	健康福祉課長 / 税務課長	事後	
平成29年1月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	第1号、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付等の申請 ② 保険料納付記録管理業務 ・保険料賦課、特別徴収額の通知 ・保険料滞納に係る支払い方法の変更 (3) 支給者管理業務 ・負担割合の交付、再交付等の申請 ・委託認定、委託変更認定等の申請 (4) 給付実績管理業務 ・居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給 ・居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼 ・負担限度額認定や各種減免認定の申請 ・高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護（予防）サービス費等の支給申請 (5) 保険者事務共同処理業務 高額医療合算介護（予防）サービス費の事務に個人番号を利用する、当時の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名称等 ※当時は、(5) 保険者事務共同処理業務「について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「委託者異動連絡簿(訂正時は訂正連絡簿)」を冊子化して提供する。	介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 (1) 資格記録管理業務 第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 第1号、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付等の申請 (2) 保険料納付記録管理業務 ・保険料の賦課、徴収 ・保険料の減免、徴収猶予等 ・保険料滞納に係る支払い方法の変更 (3) 支給者管理業務 ・負担割合の交付、再交付等の申請 ・委託認定、委託変更認定等の申請 (4) 給付実績管理業務 ・居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給 ・居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼 ・負担限度額認定や各種減免認定の申請 ・高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護（予防）サービス費等の支給申請 (5) 保険者事務共同処理業務 高額医療合算介護（予防）サービス費の事務に個人番号を利用する、当時の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名称等 (6) 地域支援事業の実施に係る業務	事後	
平成29年1月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【番号法第19条第7号及び別表第二】 (別表第二における情報照会の根拠) 別表第二の第1項(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2項(事務)「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3項(情報提供者)に対し、第4項(特定個人情報)の提供を求めることができることとされている項 93の項 別表第二の第1項(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2項(事務)「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務」が含まれる項 1. 2. 3. 4. 6. 8. 11. 26. 30. 33. 39. 42. 56の2. 58. 61. 62. 80. 87. 90. 94. 108. 117の項 別表第二の第3項(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4項(特定個人情報)「介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項 95の項	【番号法第19条第7号及び別表第二】 (別表第二における情報照会の根拠) 別表第二の第1項(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2項(事務)「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3項(情報提供者)に対し、第4項(特定個人情報)の提供を求めることができることとされている項 93の項 別表第二の第1項(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2項(事務)「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務」が含まれる項 1. 2. 3. 4. 6. 8. 11. 26. 30. 33. 39. 42. 56の2. 58. 61. 62. 80. 87. 90. 94. 108. 117の項 別表第二の第3項(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4項(特定個人情報)「介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項 95の項	事後	
平成29年4月1日	1. 対象人数 いつ時点の計数が	平成27年2月28日 時点	平成31年4月1日 時点		
平成29年4月1日	2. 取扱者数 いつ時点の計数が	平成27年2月28日 時点	平成31年4月1日 時点		